



# 柳川自校だより

令和 7 年  
5 月 号

〒 8 3 9 - 0 2 4 2

柳川市大和町豊原1 0 0

柳川自動車学校

TEL 0944-72-5371

FAX 0944-72-5373

若葉が芽吹き、さわやかな風が吹き抜けるとともに、夏の兆しの暑さを感じるようになった季節となりましたね(\*^\_^\*)

5月には、ゴールデンウィークもあり、各地で人出や交通量が増加すると思われます、また、それに伴い交通事故等も多く発生しますので十分注意しましょう。



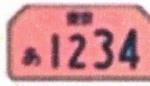
## 一般原動機付自転車の車両区分の見直しについて 道路交通施行規則の一部改正（令和7年4月1日から）

★ 原付免許で運転することができる一般原動機付自転車

『総排気量50cc以下』



『総排気量50cc超125cc以下、  
かつ、構造上出すことができる最高出力を4.0キロワット以下に制御した二輪車』  
(新基準原付)

総排気量等	50cc以下	125cc以下50cc超	
		最高出力 4.0kw以下 (新基準原付)	最高出力 4.0kw超
車両区分	一般原動機付自転車 		普通自動二輪 
運転免許	原付免許		普通二輪免許 (小型限定)
ナンバープレート			90cc以下 125cc以下  

### 注意事項

●総排気量50cc超125cc以下の二輪車は、新基準原付に該当するものに限り、原付免許で運転することが出来ます。

※最高出力4.0キロワット以下に制御されていない二輪車は、普通自動二輪免許が必要です。

●新基準原付は、一般原動機付自転車と同じ交通ルール（法定最高速度30km/h、二段階右折、2人乗りの禁止等）が適用されます。